

8 酒 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成15年4月30日までの申告等による課税事績を示したものである。

2 酒税の概要

酒類とは、アルコール分1度以上の飲料（アルコール事業法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、清酒 合成清酒 しょうちゅう みりん ビール 果実酒類 ウイスキー類
スピリッツ類 リキュール類 雑酒である

各種類の基準アルコール分及び基準税額（1ℓ当たりの従量税率）は次のとおりである。

清酒	アルコール分15度	140,500円
合成清酒	アルコール分15度	79,300円
しょうちゅう		
甲類	アルコール分25度	248,100円
乙類	アルコール分25度	248,100円
みりん	アルコール分13.5度	21,600円
ビール		222,000円
果実酒類		
果実酒		56,500円
甘味果実酒	アルコール分12度	98,600円
ウイスキー類	アルコール分40度	409,000円
スピリッツ類	アルコール分37度	367,188円
リキュール類	アルコール分12度	119,088円
雑 酒		
発泡酒	麦芽50%以上のもの	222,000円
"	" 25%以上50%未満のもの	152,700円
"	その他のもの	105,000円
粉末酒		320,500円
その他の雑酒（その他）	アルコール分12度	98,600円

(注) (1) 従量税とは、酒類の製造場から移出又は保税地域から引き取る酒類の数量に応じ、一定の金額の税率を適用して賦課するものをいう。

(2) 酒税に対する特別措置

清酒、しょうちゅう、果実酒については、平成元年4月1日から同15年3月31日までの特別措置として、前年度の課税移出数量が1,300ℓ以下の製造者が移出する種類ごとの一定数量（200ℓまで）のものに対し軽減税率（本税率の70%）が適用される。（租税特別措置法第87条）

(3) 沖縄県においては、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により、指定を受けた製造場から、県内への移出について、軽減税率（本税率の80%）が適用される。（酒税法第4条1項に規定するしょうちゅう乙類にあつては65%）

8 - 1 酒 税 関 係 総 括 表

酒税関係総括表

区 分		課税数量	税 額	製成数量	製造場数	販売場数
		kℓ	千円	kℓ	場	場
平成10年度		81,416	13,209,703	81,789	内4 60	5,939
11		81,110	13,203,718	81,157	内3 57	5,971
12		80,360	外44,958 13,250,610	80,893	内5 59	5,969
13		76,728	外 382 12,692,716	76,453	内6 60	5,837
14		77,206	12,465,095	79,720	内6 60	5,723
清	酒	× × ×	× × ×	× × ×	-	-
合	成	-	-	-	-	-
しょうちゅう	甲 類	× × ×	× × ×	× × ×	2	-
	乙 類	× × ×	× × ×	× × ×	内4 50	-
	計	23,518	4,442,485	23,975	内4 52	-
み	りん	-	-	-	-	-
び	ール	36,373	6,524,749	38,362	4	-
果実酒類	果実酒	121	4,645	87	内1 2	-
	甘味果実酒	0	43	0	-	-
	計	121	4,688	87	内1 2	-
ウイスキー類	ウイスキー	× × ×	× × ×	× × ×	1	-
	ブランデー	-	-	-	-	-
	計	× × ×	× × ×	× × ×	1	-
スピリッツ類		73	33,208	46	-	-
リキュール類		159	27,667	173	-	-
雑酒	発泡酒	× × ×	× × ×	× × ×	内1 1	-
	粉末酒	-	-	-	-	-
	その他雑酒	-	-	-	-	-
	計	× × ×	× × ×	× × ×	-	-
合 計		77,206	12,465,095	79,720	内6 60	5,723

調査期間：課税数量、税額及び製成数量は平成14年4月1日から平成15年3月31日まで。

：製造場数及び販売場数は平成15年3月31日現在。

用語の説明：1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。

2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。

関連表：「8 - 2」の「課税状況」、「8 - 3」の「(1)酒類製成及び手持数量」、「8 - 4」の「(1)酒類の製造免許場数」、「(4)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」

その他：各欄ごとに端数処理を行っているので、統計は必ずしも一致しない。

税額欄の外書きは、平成12年度はしょうちゅう乙類、平成13年度は合成清酒、みりん、その他雑酒の手持品課税税額を示す。

製造場数欄の内書きは、試験製造場を示す。

8 - 2 課 税 状 況

課 税 状 況

酒 類 の 種 類		課 税					
		従 量 税				計	
		一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用			
		数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
清 酒		ℓ × × ×	千円 × × ×	ℓ	千円	ℓ × × ×	千 × × ×
合 成 清 酒		-	-	-	-	-	-
しょうちゅう	甲 類	× × ×	× × ×	-	-	× × ×	× × ×
	乙 類	× × ×	× × ×	407	21, 853	× × ×	× × ×
	計	23, 181	4, 433, 258	407	21, 853	23, 587	4, 455, 111
み り ん		-	-	-	-	-	-
ビ ー ル		36, 447	6, 538, 206	-	-	36, 447	6, 538, 206
果 実 酒 類		122	4, 698	-	-	122	4, 698
ウイスキー類	ウイスキー	× × ×	× × ×	-	-	× × ×	× × ×
	ブランデー	-	-	-	-	-	-
	計	× × ×	× × ×	-	-	× × ×	× × ×
ス ピ リ ッ ツ 類		74	33, 272	-	-	74	33, 272
リ キ ュ ー ル 類		154	27, 552	9	725	163	28, 277
雑 酒		× × ×	× × ×	-	-	× × ×	× × ×
合 計		76, 973	12, 472, 279	416	22, 578	77, 389	12, 494, 857

調査期間等：平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平用語の説明：未納税移出とは、製造場から移出するとき酒税の免税を受けて移出するものをいう。

(注) 1 「特定税率適用」欄は、酒税法第22条第2項（アルコール分が13度未満のもの（発泡性を有す酒税の税率の特例）該当のものを示す。

2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者がその製造場から移出した酒類

控 除				課 税 実 数		免 除	
酒 税 法 (第30条第1項、 第2項目、第3項目)		災害減免法 (第7条)				未 納 税 出 移 出	輸 出
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量
ℓ × × ×	千円 × × ×	ℓ -	千円 -	ℓ × × ×	千円 × × ×	ℓ -	ℓ 1
-	-	-	-	-	-	-	-
× × ×	× × ×	-	-	× × ×	× × ×	-	-
× × ×	× × ×	-	-	× × ×	× × ×	6,454	8
69	12,624	0	2	23,518	4,442,485	6,454	8
-	-	-	-	-	-	-	-
74	13,457	-	-	36,373	6,524,749	1,707	268
0	10	-	-	121	4,688	4	4
-	-	-	-	× × ×	× × ×	-	9
-	-	-	-	-	-	-	0
-	-	-	-	× × ×	× × ×	-	9
0	65	-	-	73	33,208	34	-
4	610	-	-	159	27,667	0	0
× × ×	× × ×	-	-	× × ×	× × ×	-	0
183	29,760	0	2	77,206	12,465,095	8,202	292

成15年4月30日までの申告又は処理による課税実績である。

るものに限る。) に対する税率) 及び租税特別措置法第87条の2 (低アルコール分のしょうちゅう等に係る
を当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。

8 - 3 製 成 数 量

(1) 酒類製成及び手持数量

単位：kℓ

酒 類 の 種 類		製 成 数 量 等					手持数量 (平成15年 3月31日 現在)
		製 成	アルコール 等混和	しょうちゅうの品目別 アルコール分等変更	用 途 変更等	差 引 計 (+ + -)	
清 酒		× × ×	-	-	-	× × ×	× × ×
合 成 清 酒		-	-	-	-	-	-
し ょ う ち ゆ う	甲 類	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
	乙 類	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
	計	21,459	207	20,671	18,361	23,975	30,083
み り ん		-	-	-	-	-	-
ビ ー ル		38,444	-	-	82	38,362	167
果実酒類	果 実 酒	87	-	-	-	87	60
	甘味果実酒	-	-	-	-	-	-
	計	87	-	-	-	87	60
ウ イ ス キ ー 類	ウイスキー	× × ×	-	-	-	× × ×	× × ×
	ブランデー	-	-	-	-	-	0
	計	× × ×	-	-	-	× × ×	× × ×
ス ピ リ ッ ツ 類		58	-	-	12	46	34
リ キ ュ ー ル 類		177	-	-	4	173	138
雑 酒		× × ×	-	-	× × ×	× × ×	× × ×
合 計		77,332	207	20,671	18,490	79,720	30,691

調査期間：平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の製成数量を示したものである。

(2) 製成数量の累年比較

単位：kℓ，%

種類 年度	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果実酒類	ウイスキー類	スピリッツ類	リキュール類	雑 酒	合 計	前年対比
10	× × ×	20,079	57,176	× × ×	× × ×	56	206	× × ×	81,789	96.6
11	× × ×	21,388	52,512	229	× × ×	76	211	× × ×	81,157	99.2
12	× × ×	22,164	49,101	193	× × ×	80	182	× × ×	80,893	99.7
13	× × ×	22,361	41,427	145	× × ×	144	170	× × ×	76,453	94.5
14	× × ×	23,975	38,362	87	× × ×	46	173	× × ×	79,720	104.3

(注) この表は、酒類の製成数量を累年比較したものである。

8 - 4 免 許 場 数

(1) 酒類の製造免許場数

酒 類 の 種 類		13 免 年 許 度 場 末 数	新 規 免 許 場 数	免 許 取 消 場 数	免 許 消 滅 場 数	1 4 年 度				
						6 kℓ 未 満	6 kℓ 以 上	10 kℓ 以 上	60 kℓ 以 上	100kℓ 以 上
清 酒		4	-	-	-	3	1	-	-	-
合 成 清 酒		-	-	-	-	-	-	-	-	-
しょうちゅう	甲 類	2	-	-	-	-	-	1	-	-
	乙 類	50	2	1	1	5	-	13	9	9
	計	52	2	1	1	5	-	14	9	9
み り ん		2	-	-	-	2	-	-	-	-
ビ ー ル		6	-	-	-	2	-	-	3	-
果 実 酒 類	果 実 酒	9	-	-	-	5	-	1	1	-
	甘 味 果 実 酒	4	-	-	-	1	-	-	-	-
	計	13	-	-	-	6	-	1	1	-
ウイスキー類	ウ イ ス キ ー	4	-	-	-	2	-	-	-	-
	ブ ラ ン デ ー	3	-	-	-	2	-	-	-	-
	計	7	-	-	-	4	-	-	-	-
スピリッツ類	ス ピ リ ッ ツ	8	-	-	-	4	1	1	-	-
	原料用アルコール	29	-	-	-	4	-	1	-	-
	計	37	-	-	-	8	1	2	-	-
リ キ ュ ー ル 類		24	1	1	-	12	-	2	1	-
雑 酒	発 泡 酒	5	-	-	-	4	-	-	-	-
	粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 雑 酒	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	計	6	-	-	-	5	-	-	-	-
合 計		151	3	2	1	47	2	19	14	9
各酒類を通じたもの		-	-	-	-	7	1	14	13	9

調査対象：酒税法第7条（酒類の製造免許）の規定により免許を受けた場数である。

調査時点：平成15年3月31日

- (注) 1 1製造場で2以上の種類の製造免許を受けている場合は、酒類の種類又は品目の異なるごとに
2 「14年度末製造場数」欄は、1製造場で2以上の種類の酒類を製造している場合には、年度内

末 免 許 場 数								左の ための うち試験 の免許 場数	14 免 年 許 度 場 末 数	14 製 年 造 度 者 末 数
200kℓ 以 上	500kℓ 以 上	1,000kℓ 以 上	2,000kℓ 以 上	5,000kℓ 以 上	10,000kℓ 以 上	休 造	合 計			
-	-	-	-	-	-	-	4	3	-	4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	1	2	-	2	2
3	4	4	3	-	-	-	50	4	50	51
3	4	4	3	-	-	1	52	4	52	53
-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	2
-	-	-	-	-	1	-	6	2	4	6
-	-	-	-	-	-	2	9	5	2	9
-	-	-	-	-	-	3	4	1	-	4
-	-	-	-	-	-	5	13	6	2	13
-	-	-	-	-	-	2	4	-	1	4
-	-	-	-	-	-	1	3	2	-	3
-	-	-	-	-	-	3	7	2	1	7
-	-	-	-	-	-	2	8	4	-	8
-	-	-	-	-	-	24	29	1	-	30
-	-	-	-	-	-	26	37	5	-	38
-	-	-	-	-	-	9	24	5	-	25
-	-	-	-	-	1	-	5	3	1	5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1
-	-	-	-	-	1	-	6	4	1	6
3	4	4	3	-	2	44	151	33	60	154
3	4	4	3	-	1	1	60	6	-	60

それぞれ1場として掲げた。

において製造数量の最も多かった酒類の欄にのみ1場として掲げた。

酒 税

(2) みなし製造場数（蔵置場）

酒 類 の 種 類	びん詰のためのもの		販売の便 宜のため の も の	輸出のた めのもの	そ の 他 の も の		計
	自己の製造 した酒類の び ん 詰	共 同 の びん詰場			設置許可 を受けた も の	設置許可 を受けな い も の	
	場	場	場	場	場	場	場
清 酒	-	-	-	3	-	-	3
合 成 清 酒	-	-	-	3	-	-	3
しょうちゅう甲類	-	-	-	3	-	-	3
しょうちゅう乙類	3	1	0	4	9	-	17
み り ん	-	-	-	3	-	-	3
ビ ー ル	-	-	-	4	-	-	4
果 実 酒 類	-	-	-	6	-	-	6
ウ イ ス キ ー 類	-	-	-	8	-	-	8
ス ピ リ ッ ツ 類	-	-	0	5	4	-	9
リ キ ュ ー ル 類	-	1	0	4	2	-	7
雑 類	-	-	-	7	-	-	7
合 計	3	2	0	50	15	-	70
うち実蔵置場数	3	1	0	4	9	-	17

調査対象等：酒税法第28条（未納税移出）の規定により蔵置場の設置許可を受けた場数である。

(3) 連続式蒸留機設備を有する製造場数及び基数

製 造 場 数	1 場
基 数	1 基

(4) 酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数

免 許 区 分			販売業者数	販 売 場 数	左のうちに一年 以上引き続いて 販売している場 数
卸売に限る旨の条件が付されているもの 販売方法に条件が付されていないもの及び	全 酒 類		3,222 者	3,310 場	31 場
	ビ ー ル		0	-	-
	洋 酒		6	6	-
	輸 出 入 酒 類		6	8	-
	自 製 酒 類	清 酒 ・ み り ん	-	-	-
		合成清酒・しょうちゅう	7	16	-
		ビ ー ル	1	2	-
		洋 酒	-	1	-
		計		8	19
	そ の 他 の 酒 類		2	4	-
合 計		3,244	3,347	31	
合計のうち	小売業者の共同購入機関		-	-	-
	卸売業者の共同販売機関		1	1	-
	製造者の共同販売機関		-	-	-
条件が付されているもの 販売方法に小売に限る旨のもの	全 酒 類	一 般 の も の	1,553	1,890	30
		特 殊 の も の	2	6	-
		期 限 付	-	-	-
		計	1,555	1,896	30
	そ の 他 の 酒 類	一 般 の も の	-	7	-
		特 殊 の も の	265	449	7
		み り ん だ け の も の	2	23	-
		期 限 付	0	1	-
		計	267	480	7
	合 計		1,822	2,376	37
媒 介 業		-	-	-	
代 理 業		-	-	-	

調査時期：平成15年3月31日

酒 税

(5) 免許場数の累年比較

年 度	酒 類 製 造 免 許 場 数															酒 類 製 造 場 数	酒 類 販 売 場 数
	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう		み り ん	ビ ー ル	果実酒類		ウイスキー類		スピリッツ類		リ キュ ール 類	雑 酒	計		
			甲 類	乙 類			果 実 酒	甘 味 果 実 酒	ウ イ ス キ ー	ブ ラ ン デ ー	ス ピ リ ツ ツ	ア ル コ ー ル 用 料					
10	場 内 1 2	場 -	場 2	場 内 3 49	場 内 1 1	場 内 1 4	場 内 3 8	場 4	場 6	場 内 1 3	場 内 3 9	場 内 1 30	場 内 2 19	場 内 1 2	場 内17 139	場 内 4 60	場 5,939
11	場 内 1 2	場 -	場 2	場 内 2 48	場 -	場 内 1 4	場 内 3 7	場 内 1 4	場 4	場 内 1 2	場 内 2 6	場 内 1 29	場 内 1 19	場 内 1 2	場 内14 129	場 内 3 57	場 5,971
12	場 内 3 4	場 -	場 2	場 内 4 50	場 内 2 2	場 内 2 6	場 内 5 9	場 内 1 4	場 4	場 内 1 2	場 内 4 8	場 内 1 29	場 内 4 23	場 内 3 4	場 内30 147	場 内 5 59	場 5,969
13	場 内 3 4	場 -	場 2	場 内 4 50	場 内 2 2	場 内 2 6	場 内 5 9	場 内 1 4	場 4	場 内 2 3	場 内 4 8	場 内 1 29	場 内 5 24	場 内 4 6	場 内33 151	場 内 6 60	場 5,837
14	場 内 3 4	場 -	場 2	場 内 4 50	場 内 2 2	場 内 2 6	場 内 5 9	場 内 1 4	場 4	場 内 2 3	場 内 4 8	場 内 1 29	場 内 5 24	場 内 4 6	場 内33 151	場 内 6 60	場 5,723

(注) 内書は試験製造免許場数である。

調査時点：平成15年3月31日

関 連 表：「(1)酒類の製造免許場数」、「(4)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」

(6) 税務署別免許場数

単位：場

区 分		那 覇	平 良	石 垣	北 那 覇	名 護	沖 縄	合 計
清 酒		-	-	-	(2) 2	-	(1) 2	(3) 4
しょうちゅう	甲 類	-	-	-	-	-	2	2
	乙 類	7	7	10	(2) 9	11	(2) 6	(4) 50
	計	7	7	10	(2) 9	11	(2) 8	(4) 52
み り ん		-	-	-	(1) 1	-	(1) 1	(2) 2
ビ ー ル		2	-	1	(1) 1	1	(1) 1	(2) 6
果 実 酒 類	果 実 酒	(1) 1	-	1	(2) 3	1	(2) 3	(5) 9
	甘 味 果 実 酒	-	-	1	(1) 2	-	1	(1) 4
	計	(1) 1	-	2	(3) 5	1	(2) 4	(6) 13
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	-	-	-	1	1	2	4
	ブ ラ ン デ ー	-	-	-	(1) 2	-	(1) 1	(2) 3
	計	-	-	-	(1) 3	1	(1) 3	(2) 7
ス ピ リ ッ ツ 類	ス ピ リ ッ ツ	-	-	-	(2) 3	1	(2) 4	(4) 8
	原 料 用 ア ル コ ー ル	7	-	5	(1) 6	5	6	(1) 29
	計	7	-	5	(3) 9	6	(2) 10	(5) 37
リ キ ュ ー ル 類		(1) 4	1	3	(2) 7	4	(2) 5	(5) 24
雑 酒		1	-	-	(3) 3	1	(1) 1	(4) 6
合 計		(2) 22	8	21	(18) 40	25	(13) 35	(33) 151
製 造 場 数		(1) 10	7	11	(3) 11	13	(2) 8	(6) 60
販 売 場 数		1,607	462	500	925	866	1,363	5,723

(注) 1 この表は、「(1)酒類の製造免許場数」、「(4)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」を税務署別に示したものである。

2 カッコ書は、本書きの内、試験製造免許場数を示したものである。

調査時点：平成15年3月31日